

青森県報

号外第十号

令和八年
二月二十五日
(水曜日)

目次

選挙管理委員会

- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示……………(事務局) ……一
- 青森県議会議員南津軽郡選挙区の区域における直接請求のための署名を求めることができない期間の告示……………(同) ……一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第五号の規定により、青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定により告示する。

令和八年二月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

令和八年二月二十五日付け青森県選挙管理委員会告示第二十七号において青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた旨告示されたことに伴い、当該告示の翌日から当該選挙の期日までの間、当該選挙区の区域においては、地方自治

法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定による直接請求又は解職請求のための署名を求めることができない。

令和八年二月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭